

『 パートナーシップ構築宣言 』

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するために、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける(「Tier N」から「Tier N+1」へ)ことによりサプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP(事業継続計画)策定の助言等の支援も進めます。

(個別項目)

- オープンイノベーションを活用した新規事業創出に取り組む。
- サプライチェーン全体の情報共有・可視化による業務効率化を図る。
- グリーン化への取り組みとして、ハイブリット車やFCV車を使用購入を進める。

2. 「振興基準」の厳守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行(下請中小企業振興法に基づく「振興基準」)を遵守し、取引とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格の決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申し入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件を書面等による明示・交付を行います。

② 手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払いサイトを60日以内とするように努めます。

③ 知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約に締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短期発注や急な仕様変更を行いません。災害時においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時には、出来る限り取引関係の継続等を配慮します。

3. その他(任意記載)

- 事業活動を通じて得られた利益やコストダウン等の成果配分を取引先との間で「50/50(フィフティ・フィフティ)」となるよう、お互いがWIN・WINになるように努めます。
- 取引先には不当・不合理な依頼をせず、取引価格についてはデータを(相場)等に基づき合理的な適正価格で依頼・交渉します。
- 取引先や下請事業者への見積書・請求書・納品書・写真はパソコンでインターネットを使用して電子取引を行い、ペーパーレス化を進めていきます。

2021年11月5日

花田建環工房
企業名

代 表 花田 智
役職・氏名・(代表権を有する者)